



## 4. 今後の動向

### ○水循環政策本部の今後の展開

- ・ 内閣官房水循環政策本部事務局の総合調整の下、国は地方公共団体とともに、流域水循環協議会の設置・運営、情報共有を行う。本部事務局は、基本計画策定に係る調査・技術面等での支援を行う。
- ・ 先行的にいくつかの流域で流域水循環協議会を立ち上げ、流域水循環計画を作成する。それらを受け、全国で水平展開する。
- ・ 流域単位での活動を支援するため、本部事務局で「手引き」を作成し、モデル調査等を実施する。

## 5. 参考

### ■ 水循環基本計画

<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/kihon\\_keikaku.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/kihon_keikaku.html)>

### ■ 水循環政策本部

<[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/)>

# 水循環基本法の概要

## 目的（第1条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 定義（第2条）

### 1. 水循環

→水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

### 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念（第3条）

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務（第4条～第7条）

○関係者相互の連携及び協力（第8条）

○施策の基本方針（第9条）

○水の日（8月1日）（第10条）

○法制上の措置等（第11条）

○年次報告（第12条）

## 水循環基本計画（第13条）

### 基本的施策（第14条～第21条）

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部（第22条～第30条）

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組  
織

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

水循環政策担当大臣(国土交通大臣)

本部員：全ての国務大臣

# 水循環基本計画の概要

## 総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
  - (1) 流域の範囲
  - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
  - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
  - (4) 流域水循環計画
  - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
  - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
  - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
  - (1) 安定した水供給・排水の確保等
  - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
  - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

### 4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

### 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

### 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

### 7 科学技術の振興

### 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

### 9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

## 第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

## ○流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 内閣官房水循環政策本部事務局の総合調整の下、国は地方公共団体とともに、流域水循環協議会の設置・運営、情報共有を行う。
- 本部事務局は、基本計画策定に係る調査・技術面等での支援を行う。
- 平成27年度中に、先行的にいくつかの流域で流域水循環協議会を立ち上げ、その後速やかに当該流域で流域水循環計画を作成。それらを受け、計画の作成を全国で水平展開。
- 流域単位で各省の施策に具体的に横串をさし、各施策を関係者が一体となり、推進。
- 更にこれらの活動を支援するため、本部事務局では、「手引き」の作成、モデル調査等を実施。

### ・危機的な渇水への円滑な対応

- 流域における危機的な渇水に対する体制整備等平常時からの備えを推進

### ・水環境の保全と回復

- 流域の関係者が共通の目標設定のもと、役割分担を明確にするなど、体制整備に総合的に取り組む

### ・地下水マネジメント

- 地下水挙動の実態把握、保全・利用に関する地域の合意形成やその内容の実施等持続可能な地下水の保全と利用の推進

### ・教育・普及啓発の推進

- 「水の日」における本部主催行事の開催等（「水を考えるつどい」等）各分野の専門家、民間企業、教育機関と連携した教育の推進 等

## 流域水循環協議会の枠組み

